

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和 7 年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例（令和 5 年大阪広域水道企業団条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第 9 条 第 2 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 9 条 第 2 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。

(大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年大阪広域水道企業団条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 5 (略) 6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者若しくは旧条例第 9 条第 2 項の委託を受けた事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 57 条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供をしたときは、2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 100 万円以下の罰金に処する。 7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関	附 則 1 ～ 5 (略) 6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者若しくは旧条例第 9 条第 2 項の委託を受けた事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 57 条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供をしたときは、2 年以下の <u>懲役</u> 又は 100 万円以下の罰金に処する。 7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関

が保有していた旧個人情報を実施日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8～13 （略）	が保有していた旧個人情報を実施日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8～13 （略）
--	---

（大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例（平成28年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第14条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第14条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67条）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役が含まれるときは、当該刑のうち懲役は拘禁刑とする。